

# メキシコにおける土地所有形態の歴史的変遷

いし 井 あきら  
石 井 章

## はじめに

今日一般にラテン・アメリカ諸国の後進性について論ぜられる場合、その農業部門の前近代性が問題とされる。そして土地の少数の者への集中、いわゆるラティフンディオ（巨大土地所有）<sup>(註1)</sup>に伴う弊害に関して多くの論議が行なわれる。一方、広くラテン・アメリカの社会構造を問題とする場合には、その社会がインディオと白人あるいはメスティーソ（混血民）といった異なる人種あるいは異質の社会集団より成る複合社会である点を無視するわけにはいかない<sup>(註2)</sup>。

以上の二つの事柄は、けっして相互に無関係でなく密接に結びついている。すなわち、アンデス諸国においては、社会は都市の白人を中心とする近代社会、農村のアシエンダを中心とする半封建的社会<sup>(註3)</sup>、山間へき地の自給自足経済に近いインディオのコミュニティといった部分に分かれており、それぞれ国の先進部分と後進部分とを形成している。メキシコにおいても、スペイン人による入植の過程から独立して共和国となった時代を通じて、これと類似の社会の構成をみることができる。ここでもアシエンダを中心とする経済・社会体制が支配的であった時代があった。

ところがメキシコでは、ラテン・アメリカ諸国にさきがけて起こった社会革命で土地改革が実施され、土地の農民への再分配が行なわれた。その結果エヒードという共同体による土地所有が出現

した。エヒードの形成はメキシコの根幹部をなす中央高地において著しい。これが今日のメキシコ農業において一つの大きな特徴をなしているものである。

土地改革で伝統的な大土地所有制アシエンダと結びついた社会構造は破壊されたが、新しくできたエヒードは別の伝統、すなわち征服前のインディオの土地所有共同体と深い関係をもっている。このことは、たとえばヨーロッパ移民によって形成されたアルゼンチンの農村のように、ある程度ブルジョア価値観が浸透しているところと非常に異なる。メキシコ中央高地においてはスペイン人が入植してくる以前に階層化された社会ができあがっており、トウモロコシ栽培に基礎をおく農耕文化がある段階にまで発達していた。この点ではアンデスと共通しているが、メキシコ農村の基本的特徴をアンデスの場合と比較してみると、メキシコにおいては人種に基づく社会階層がくずれ、早くからメスティーソ化 (Mestizoization)、文化変容が進み、現在ではメスティーソの社会、文化が支配的であるといえる。したがって、この国ではインディオ統合問題<sup>(註4)</sup>はアンデスにおけるほど重要性をもたない。

以上のような背景をもつメキシコ中央高地の農業地帯において、土地改革の結果できたエヒードがインディオの伝統的な土地所有形態と密接な関係があるということは、社会経済史的にも文化史的にもきわめて興味深い事実である。このような

問題関心からメキシコの社会経済構造の研究を志すのであるが、現実の農村社会の分析にはいる以前にメキシコの農業と土地所有形態の概略をつかんでおくことは不可欠な作業である。本稿ではメキシコの土地所有形態の歴史の変遷を素描し、あわせて現在のエヒードの特徴を摘記した。

(注1) 一口にラティフンディオといっても、ラテン・アメリカの各地でその名称も形態もさまざまである。すなわちメキシコ、コロンビア、ペルー、チリ等ではアシエンダ (hacienda)、グアテマラ、キューバではフィンカ (finca)、アルゼンチンではエスタンシア (estancia)、ブラジルではファゼンダ (fazenda) と呼ばれる。それらを半農奴制的な地主経営が行なわれているアシエンダ型ラティフンディオと、大規模な資本主義的経営が行なわれるプランテーション型ラティフンディオといった発展段階を異にする二つの類型に分けて考察する仕方もある(木田和男、「ラテン・アメリカにおける土地所有形態的特質」、『関西大学商学論集』、第9巻第1号、1964年、61ページ)。

(注2) 拙稿、「アンデスにおける土地所有の変遷と社会変化」、『アジア経済』、第5巻第8号、39~41ページ。

(注3) アシエンダの支配者の多くは白人であり、農業労働者はメスティーソあるいはインディオである。

(注4) ペルーやボリビアでは、インディオが今なお国の人口の重要部分を占めており、かれらを国民経済および社会生活に統合することが国家の重大問題の一つとなっている(拙稿、前掲、43~47ページ)。

## I 征服前の土地所有形態

征服前のメキシコ中央高地とユカタン半島においては農業が生業の中心を占めており、したがって土地所有の概念が事実上存在していた(注5)。中央高地はメキシコの歴史を通じての中心をなし、征服前、約1世紀の間アステカ族の支配下にあった(注6)。ここではアステカの土地所有形態について問題とする(注7)。その特徴の多くは、後でみるように土地改革の中に取り入れられた。

## 1. 共同体の土地所有

アステカにおいて土地の共同所有が存在していたことは広く知られている。部族はカルプリ (Calpulli) と呼ばれる一種の共同体で構成されており、カルプリが土地所有の主体であった。カルプリの社会的意味については、さまざまな異なった見解があるが、一般にそれは父系の族外婚クラン(注8)(注9)であるといわれている。一つのカルプリで1村を構成する場合もあったが、大きい村はいくつかのカルプリによって構成されていた。村の中心には人家が密集しており、その周囲にアルテペトゥラリ (Altepetlali) と呼ばれる土地があつて、可耕地、薪炭地、狩猟用地に分かれていた。一つの村にいくつかのカルプリがある場合には、アルテペトゥラリは各カルプリごとの区画にはっきり分かれ、それらはカルプラリ (Calpulalli: カルプリの土地) と呼ばれた。カルプラリの農耕地はカルプリの構成員である各家族単位に割り当てられ、各家族の土地は長子相続の原則に従って継がれた。1家族の割当て地の大きさは土壌、水利その他の条件により一定ではないが、およそ2~3ヘクタールであったものと考えられる(注10)。さらにカルプリの土地に関しては以下のようなことが知られている。(1)土地は売買されない。特定の条件のもとに賃貸されることはあつても、他のカルプリの構成員に永久に移譲されることはない。(2)土地を割り当てられた者が連続2年間耕作を怠った場合は、その土地を没収される。(3)カルプリを去った者はその土地に対するすべての権利、主張を失う。(4)ある家族が立ち去るか跡絶えた場合は、その土地はカルプリ共同体のもとに戻り、改めて他人に割り当てられるか、共同体のもとに保存されるかした。(5)カルプリの土地で耕作に供されないものは狩猟、漁撈、薪炭、屋根ふきの草等のために構成員

によって利用された。(6)カルプリの成員は他のカルプリの成員による土地の侵入に対しては強固に反発した。(7)カルプラリの一部は各家族に割り当てられずに、共同で耕作される土地として別にとっておかれた。そこからの収益は、(イ)カルプリの長の生計を支えるため、(ロ)聖職者を支え、宗教儀礼を行なうため、(ハ)首長(アステカ族)への貢物を調達するため、および(ニ)戦争目的のため、に利用された。

## 2. 私的土地所有

カルプリによる共同土地所有と並んで私的土地所有も存在したものとみられる<sup>(註11)</sup>。私的土地所有にはさまざまな形態があり、識者の見解も一致していないがカツ(Katz)によればつぎの3種に分類できる<sup>(註12)</sup>。

(1) テクテクーツィン(Tectecuhtzin)と名づけられる貴族の土地。これらの貴族は、自身の武勲、国家の要職についたこと等によって貴族に列せられた者で、その地位(称号)と同じくそれに伴う土地所有も継承できない。実際は土地は息子に譲渡されることが多かったが、それは一般原則とはなっておらず、息子の功績しだい、首長(アステカ)の意志しだいであった。土地はテカリェク(Tecallec)と呼ばれる農民により耕作されるが、テカリェク自身も固有の土地を所有した。これらの農民は通常首長への貢物の義務を免かれ、また中央の管轄からも自由であった。この土地所有形態の起源は比較的新しいものと思われる。

(2) マイエケス(Mayeques)あるいはトラルマイクテス(Tlalmaictes)と呼ばれる一種の農奴により耕作される土地、これは古くからの貴族の土地所有であり、貴族の資格とともに父から息子へと受け継がれる。テカリェクと異なり、マイエケスは固有の土地を持たず、他人の土地における一種の

農奴のような存在であった。マイエケスも中央の管轄と首長への貢物を免かれた。この私的土地所有の形態は、(1)の形態よりもずっと古くから存在した。

(3) 小作地。この土地の継承に関してはほとんど知られていない。土地は小作人(share-cropper)によって耕作されるが、小作人は前二者の場合と異なり、中央の管轄に服し、首長に年貢を納める義務を負う。この土地所有形態は比較的新しいものである。

私的土地所有の発生に関しては諸説あるが、一説によるとアステカにおける階層分化と土地の私有の始まりは、1429年のアステカ族によるアツカポツアルコ(Atzacapotzalco)征服にあるという<sup>(註13)</sup>。アステカ族が他部族の土地を征服支配しはじめたのはこれ以後であるし、アツカポツアルコの征服以後社会機構の根本的改革と土地所有の変化が行なわれたことも確かである。私的土地所有はそれ以後急速に発達した。しかしそれ以前にまったくなかったかどうかとなると問題である。

私的土地所有の第1の型テクテクーツィンの土地は、征服地を分配する際に武勲のあった者に報酬として与えられたのが、その起源である。このことはクロニスタたちの記録からも明らかである。しかし私的土地所有の第2の型、マイエケスの土地についてはどうであろうか。この型の私的土地所有はかなり古く、その起源はアステカのアツカポツアルコ征服以前にさかのぼるものと考えられる。加うるに、征服による土地の再分配にあたって、その住民がマイエケスにされたという記録はクロニスタにみられない。これから推して、マイエケスの土地の発生はアステカの征服、侵略とは関係ないものとしか考えられない<sup>(註14)</sup>。私的土地所有の第3の型、小作地の起源に関しては定説

がない。

(注5) 北部の乾燥地帯やシエラ・マドレ山地は遊牧民の生活舞台であり、そこでは土地所有の概念を欠いていた。

(注6) メキシコ中央高地におけるアステカ族の支配といっても、南米アンデスにおけるインカの支配のような中央集権的な統一国家は存在せず、数多くの部族国家が存在して、それから年貢を徴収する最強の部族国家としてアステカ族が君臨していたという意味である。したがって、ここで取り上げる土地所有形態も、それら諸部族の土地所有形態である。

(注7) アステカ以前の諸部族、諸文化の土地所有の状況について知ることは困難である。アステカのそれについても、征服時にかれらに接したスペイン人のクロニスタ (cronista: 年代記作家) たちの不正確な記録を唯一の資料として、後年の研究者たちが推察したものに基いている。

(注8) 族外婚 (exogamy) とは、ある集団に属する個人は、その集団外の者とのみ結婚できるような制度である (cf. 族内婚: endogamy)。したがって、「族外婚クラン」といった場合には、あるクランに属する個人は他のクランの者としか結婚できない。

(注9) クラン (clan) は「単系血縁集団によって構成された一定の政治的・宗教的機能をもつ集団」と定義される (泉端一他編, 「人間の社会 I」, 『現代文化人類学 3』, 中山書店, 1960年, 64ページ)。

(注10) N. L. Whetten, *Rural Mexico*, Chicago Univ. Press, 1948, p. 77.

(注11) 共同体の土地所有が本来の土地所有形態であったが、神政国家の出現とともに貴族や神官には特別の私有地が認められ、アステカ支配の時代にはいつてそれがはなはだしくなった。征服時においては、これらの私有地が共有地を蚕食する過程がみられた。

(注12) F. Katz, "Die Sozialökonomische Verhältnisse bei den Azteken im 15 und 16 Jahrhundert", *Ethnologische Archäologische Forschungen*, III, Teil 2, Berlin, 1956, pp. 37~38.

(注13) *Ibid.*, p. 38.

(注14) この種の土地所有の発生に関しては、不十分な証拠に基づく仮説を提供することができるのみである。一説によれば、メキシコ峡谷の原住民はマイエケスであり、北方からのナワ (Nahua) 語族 (アステカ族もその一つである) の侵入によって征服され、か

れらのために働くことを強いられたとする。メキシコ峡谷がナワ語族侵入以前から、かなり稠密な人口を擁していたことから、この説はかなり有力である。もう一つの説はこうである。メキシコ峡谷に侵入した諸種のナワ系部族は同一の時期に来たのではないし、また統一の軍事的勢力をなしてきたのでもない。最初に到着したグループは自分たちの生活を営むのに必要にして十分な以上の広い土地を占有した。後から来た部族は前者と激しい闘争の末土地を獲得するか、そうでなければ前者に屈服するかであった。このことはアステカ族自身の歴史をみてもよくわかる。アステカ族のごとく武力に秀でていなかった弱小部族は他部族の支配に服し、その土地を耕作して収穫の一部を引き渡す義務を負った。これがマイエケスの起源であるという。

## II 1910年以前の土地所有形態

前章でみたように、スペインによる征服以前のメキシコ中央高原においては、共同体による土地所有と並んで私的土地所有も、かなり発達しており、しだいに共同体所有にとって代わる傾向がみられた。1521年のアステカ征服以後の植民地化の過程は、これらのインディオの土地所有に代わるエンコミエンダの成立の過程である。これらエンコミエンダがもととなって、17世紀には中央の政治権力から半独立の封建的大土地所有アシエンダが形成された。アシエンダは以後300年近くメキシコ経済の中心をなした。しかしこの時代にインディオの自治的な村落も完全に姿を消してしまっただけではなく、コムニダ・インディヘナとして山間へき地に存続した。またスペイン人入植者も大土地所有者ばかりでなく、スペイン本国の村落形態に類似した自治村落を組織する者もあった。また主として牧畜を生業とする私的土地所有は、ランチョとしてアシエンダから区別されるのが普通である。

### 1. エンコミエンダ

新大陸に最初に渡来した征服者たちは、土地の耕作にはほとんど関心を示さず、かれらの唯一の収入源はインディオからの貢物であった。しかし、かれらが土着の穀物であるトウモロコシを食うことで満足できないかぎり、自ら穀物を生産することが必要であった。このような状況がかれらに土地への関心を起こさせた<sup>(注15)</sup>。征服当時のスペイン人は、中央高地の土着民の中にスペイン本国におけると類似した封建的経済機構を組織するのに適当な環境を見いだした。インディオ諸部族は首長に貢物を納めることにも、貴族や僧侶のために特別に定められた土地で労働を提供することにも慣れていたので、スペイン人はこれらの土地の管理機構を掌握し、かれらの目的のために利用することができた<sup>(注16)</sup>。

まず、植民地化に際してレパルティミエント (Repartimiento) 制度あるいはエンコミエンダ (encomienda) 制度が採用された。レパルティミエント制度は、西インドのバレアル (Balear), カナリー (Canary) 群島の征服に際して用いられた制度で、語源的に repartir (分配する, 割り当てる) から出ているように、征服者にインディオを割り当て労働を搾取する一種の奴隷制であり、名目はインディオの保護・教化にあったが、実際には農業や鉱山の労働力開発のためにのみ利用された<sup>(注17)</sup> <sup>(注18)</sup>。エンコミエンダ制度は、スペイン本国においてイベリア南部をムーア人の支配から奪い返したときに用いられた制度に由来するもので、征服の際功労のあった者に対して土地=エンコミエンダが与えられた。エンコメンダール (encomendar: 受託する) という言葉から出ているように、エンコメンデーロ (encomendero) すなわちエンコミエンダ所有者は、一定の土地とそこに住むインディオを受託され、インディオから労働力および貢物を徴収

し、その土地の開発に努めるいわば開発権所有者であった。同時にかれらはインディオの改宗・教育・保護を義務づけられていた。しかし実際はエンコメンデーロたちはこれら受託された土地を私有地化し、インディオを奴隷的に酷使する傾向があった。かれらの利害と国王・官僚・教会の利害が対立するようになり、後者はエンコミエンダを制限する数々の試みを行ない、国王はエンコメンデーロの死に際して多くのエンコミエンダを没収した。しかしながら、土地の少数の富者への集中の傾向は、いっそうはなはだしくなった。征服後最初の半世紀に、メキシコ中央高地の人口集中地域はほとんどエンコミエンダの手中に陥った。各人に受託されたエンコミエンダの大きさは、征服の際の功労その他によってまちまちであった<sup>(注19)</sup> <sup>(注20)</sup>。

17世紀になって国王は、すでに時代遅れとなった欠陥の多い土地受託の制度を改め、これらの土地所有者に対して特別の税を課すことと引換えに、それまでの単なる受益権と異なるはっきりした土地所有権を認めた。これによって、アシエンダが法律的な基礎をもったものとして登場する。

## 2. アシエンダ

アシエンダ (hacienda) は一般に1000ヘクタール以上の私的大土地所有であり、より小さな私的土地所有はランチョ (rancho) として区別されるが、1000ヘクタール以下でも肥沃な土地および商品生産に従事するものはアシエンダとされ、1000ヘクタール以上でも、北部の半乾燥平原の場合はランチョと考えられる<sup>(注21)</sup>。アシエンダの組織はその大きさ、地形、気候条件、商業中心地からの距離、労働力供給源としてのインディオ村落への近さ等によって異なるが、一般に可耕地、薪炭地、灌漑のための水路などを含み、経済的に自立した一単

位であった。一つのアシエンダには、教会、店舗、墓地、学校、病院、郵便局等、地域社会として必要なものはほとんど備わっていた。アシエンダはしばしば、それ自体で地方の行政単位ムニシピオ (municipio) を形成していた。アシエンダの中心にアセンドード (hacendado: アシエンダ所有者) の住居 (casa de hacienda) があり、それらは石またはアドベ (adobe: 日乾レンガ) で造られ、城壁ともいうべき高い壁で囲まれていた。しかし、アセンドードは首都その他の都市に常住する不在地主の場合が多く、実際の経営はアセンドードの委任を受けた管理人およびその下にある数人のマヨルドーモ (mayordomo: 監督者) の手中にあった。マヨルドーモはアシエンダの区画ごと、あるいは栽培作物ごとにひとりずつ付き、管理人に対して責任をもった。

アシエンダの生産物はトウモロコシのほかに小麦、プルケ (pulque)、砂糖キビ、ヘネケン (henequen)、綿花、米等である。トウモロコシは征服以前からのこの地方の住民の常食としてどこでも栽培されるが、小麦は主として灌漑にたよっているため大きなアシエンダでのみ栽培される。プルケは竜舌蘭 (maguey) を原料として作られるメキシコの地酒で、その生産は中央高地に限られる。砂糖キビはそれぞれ条件の異なる三つの地域<sup>(注22)</sup>、ヘネケンはユカタン (Yucatán) 北部、綿花は乾燥したラグーナ (Laguna) 地方がそれぞれ中心である。米、タバコ、コーヒー等は亜熱帯気候の地方で生産される。

17世紀におけるアシエンダの発達、それと相まった社会構造の発達を伴った。初期のアシエンダ所有者にとっては、土地所有の権利よりも労働力の供給が死活を制する重要な問題であった。16世紀以来、国王は常に大土地所有者に対するイン

ディオの労働力提供を減少させる方向へもっていった<sup>(注23)</sup>。土地所有者はその埋合せをするのに腐心した。ニグロの奴隷は高くつき数も少なかった。そこで考え出されたのがペオナーヘ (peonaje) という債務による農奴制度であった。インディオ労働者は金を前貸しされ、それを一時に使ってしまい返済することが不可能となるので、その債務によって土地に結びつけられるという結果になる。これらの土地に縛られた農奴をペオン (peón) と呼ぶ。ペオンは地代を払わずにアシエンダの土地で働き、主人から衣服、医療その他の世話を受けるということで債務は増すばかりであり、永久に土地に縛りつけられることになった。アセンドードたちはインディオ労働者の従順さを十分に利用した。この一方的な債務の制度に加えて、アセンドードたちはもう一つの労働力調達の方法をもっていた。すなわち、インディオの土地を奪い、かれらをしてアシエンダに雇われるか小作人として働くことを余儀なくさせるものであった<sup>(注24)</sup> <sup>(注25)</sup>。

17世紀にはアシエンダがはっきりした土地所有権を獲得し、ペオナーヘの制度を確立したばかりでなく、アシエンダの経済がメキシコ経済のあらゆる部門に浸透した。この時期にアセンドードはスペイン人およびクレオール (creol: 植民地生まれの白人) の社会の規範的なタイプとなり、土地所有者として上層を形成した<sup>(注26)</sup>。アシエンダの真の所有者は、個人であるよりもむしろ家族あるいは一族といったほうが正しく、それは家柄と不可分に結びついたもので、土地は自由に処分したり分割したりできないものであった。アセンドードのアシエンダに対する主たる関心は、生産によって利潤をあげることよりも、土地所有者であることに伴う社会的地位、威信に関するものであった。しかしながら、アシエンダはこの時期においても

メキシコにおける唯一の土地所有形態ではなかった。インディオの共同体も依然狭小ながら土地を所有して存在を続けた。インディオを大土地所有者の搾取から保護し教化しようとするジェズイット団の活動もアシエンダに対抗する力として存在した。インディオの共同体と並んでクレオール農民の自由村も大土地所有に対抗するものであったがこれらの自由村のいくつかはその後アシエンダに併呑された。インディオ共同体の土地も多くアシエンダの蚕食を受け、土地を失った村人たちは近くのアシエンダへ雇われて生計費を補わねばならない運命に陥った。

### 3. コムニダ・インディヘナ

共同体による土地所有は征服時においてすでに一部私有地化の傾向がみられたが、なおメキシコ中央部における土地所有の基本的な形態であった。そして植民地時代にはアシエンダやランチョの蚕食を蒙りつつも、山岳地帯や遠隔の地において引き続き存在した。一方スペイン本国においても、土地の私的所有のほかには村落 (pueblo) による共同所有が存在した<sup>(注27)</sup>。

スペイン人は、インディオ村落における土地の共同所有を原則的に認め、それをカスティージャ (Castilla: スペイン中央部) 村落の型に従って変形したものをコムニダ・インディヘナ (Comunidad indígena: インディオ共同体) として法律上の保護を与えた。エンコミエンダに含まれないで独立を保ったこれらのコムニダは、国王の直接の臣下とみなされ、以前はアステカの首長に対して支払っていた年貢をスペイン国王へ納めた。国王の側ではインディオ村落を保護することは、植民者たちの勢力増大を押えるために利益があったし、また遊牧民族を定住させるためにも役だった。

(注15) F. Chevalier, *Land and Society in Colo-*

*nial Mexico—the Great Hacienda*, Univ. of California Press, 1963, pp. 31~32.

(注16) E. R. Service, "Indian-European Relations in Colonial Latin America", *American Anthropologist*, Vol. 57, No. 3, 1955, pp. 411~425.

(注17) George M. McBride, *The Land Systems of Mexico*, New York, American Geographical Society, 1923, pp. 43~44.

(注18) 西インド諸島においては、レバルティミエントの割当ての単位はインディオのしゅう長 (cacique) 個人であったが、定住農耕民のメキシコ中央高地においては、村落 (あるいはその集合) が単位であった。

(注19) たとえばコルテスに受託されたエンコミエンダは22の村落、11万5000の人口を含む6400平方キロの土地で、現在の Morelos, Oaxaca, Puebla, México, Veracruz の5州にまたがるものであった (McBride, *op. cit.*, p. 45)。

(注20) すべての征服者がエンコミエンダを与えられたわけではなく、一般の兵士は住民に対する管轄権を含まない小土地のみを与えられた。これらはペオニア (peonia) およびカバリエリーア (caballería) と呼ばれた。前者は歩兵に対するもので40~80ヘクタール、後者は騎兵に対するものでその5倍の面積を占めた。これらが核となって周囲のインディオ所有地を吸収しアシエンダの起源となったものもある。

(注21) G. M. McBride, *op. cit.*, p. 82.

(注22) Orizaba, Córdoba, Cosamaloapan 等メキシコ湾側の降雨量の多い沖積地、雨量のより少ないモレロス (Morelos) 峡谷、乾燥した西海岸で灌漑にたよっている所の3地域である。

(注23) インディオ住民に対する支配・管轄をめぐる国王と大土地所有者との利害対立については、E. Wolf, "Aspects of Group Relations in a Complex Society—Mexico", *American Anthropologist*, Vol. 58, 1956.

(注24) このようにアシエンダ以外の村落 (コムニダ・インディヘナ) に住み、アシエンダに賃金労働者として雇われる者を非在住ペオン (peón alquilado) とし、アシエンダ在住の本来のペオンを在住ペオン (peón acasillado) とし、ペオンに2種類あげる論者もある (N. L. Whetten, *op. cit.*, pp. 102~105)。アシエンダ労働力の中心は在住のペオンであった。

(注25) 人種的にみればペオンは、インディオある

いは、インディオの血の多いメステイソが普通である。ペオンにインディオの人種の純粋さが特に顕著にみられるのは、中央高地やユカタンのように征服時に農耕民が定住していた所であり、他の地域特に北部の半乾燥平原では原住民の労働力が得にくかったため、同じペオンでも白人の要素が優勢である。

(注26) 植民地時代にはアセンダードの多くはスペインのコンキスタドール (conquistador: 征服者) や政府官僚およびその子孫で占められていた。1821年メキシコの独立後は、クレオールやメステイソ (mestizo: 混血民) の手に移ったが、常にヨーロッパ系が優勢であった。ディアスの時代 (次章参照) においては、アメリカ人がメキシコの大土地所有者となることもまれではなかった。

(注27) カスティーリャにおける村落は古くから土地所有の主体であった。中心にプロピオ (propio) と呼ばれる村落所有の土地があって年々賃借され、その収入は地方の財源となる。このプロピオのほかには村落はエヒード (ejido) と呼ばれる土地を有する。エヒードはラテン語の *exitas* (出口という意味) からきており、村落の出 (入) 口の所にある小部分の土地で種々の共同の目的のために利用された。そのほかに村落は森林や牧草地を共有地として所有した。このカスティーリャ型の村落が新大陸におけるスペイン人入植者の新しい村落形成の際の規範となった。

### III 革命と土地改革

#### 1. 革命の背景——ディアスの時代——

1876年にポルフィリオ・ディアス (Porfirio Díaz) が政権について以後1910年の革命までのメキシコは、国内の秩序と政治の安定が一応保たれ、その基礎の上に経済の発展と国際的地位の上昇とがみられた時代である (注28)。アメリカ資本を主とした外国資本による鉄道の建設と鉱山、石油の開発が進み、国内商業および外国貿易が拡大した (注29)。銀行制度は確立され、金本位制の採用により貨幣制度は改革された。ディアス政権は外国投資家に対して種々の特権を与え、一方労働者の組織化の動きに対してはきびしい弾圧を加えた。この時代は

一般にメキシコ人に対してヨーロッパ人、インディオに対して白人優先の傾向が強かった。

近代国家をめざすディアスの工業化政策は、メキシコ経済の基盤にある農村の封建的構造を破壊することなしに行なわれたため、多くの矛盾を露呈してきた。工業化によって工業労働者の賃金は上昇したが、労働人口の大部分を占める農業労働者の賃金は長い間不変に近かった。しかしこの賃金の停滞も、ディアス以前の時代には従来の生活水準に重大な変化を及ぼすものではなかった。大部分の者はペオンとしてアシエンダに縛られているか、あるいはコムニダ・インディヘナで自給自足的な経済を営み、外の世界の変動から独立に存在しえた。ディアス体制下に行なわれた工業化は、農村の孤立と内部充足的な経済に変貌をもたらした。従来メキシコの国際貿易は貴金属の輸出と奢侈品の輸入程度であったが、鉄道の建設は事情を一変した。鉄道によって中央高地への輸送の困難が解消され、また鉄道は労働力の移動を自由にし、鉱業その他の産業の発達を促し、農産物の市場を拡大した。一方輸入品に課せられる高関税は物価の上昇を招き、賃金の停滞と相まって賃金労働者の生活水準を低下させた (注30)。この時代にはコムニダ・インディヘナの分解と土地のアシエンダへの集中はますます進み、村の住民でアシエンダの賃労働者となる者がふえた。

#### 2. 1910年革命の発端

以上のように農民の生活は、物価の上昇と賃金の停滞によってますます苦しくなった。一方アメリカ合衆国への出稼ぎ労働者ブラセロ (bracero)、および国内の鉄道や鉱山・工場の労働者のより高い賃金についての情報が伝わるにつれて、かれらの不満はつり、組織的な反乱へ導かれる条件が整っていた。



革命のリーダーシップは北部のコアウィラ (Coahuila) のアセンダード出身である自由主義者マデロ (Francisco Madero) によってとられた。発端は1910年の大統領選挙に関するディアスとマデロの争いである。1910年10月議会在がディアスの7選を宣言するや選挙の不正を唱えてマデロがほう起し各地で反乱が呼応した。北部ではチウアウア (Chihuahua) 州でヴィーリャ (Pancho-Villa), オロスコ (Pascal Orozco), ゴンサレス (Abraham Gonzáles) 等がたち、南部ではモレロス (Morelos) 州でサパタ (Emilio Zapata) が砂糖キビ農園のペオンを率いてほう起した。1911年に北部の主要都市ファレス市 (Ciudad Juárez) が反乱側に占領されるに及んでディアスは辞職し、10月に大統領の再選挙が行なわれた。民衆の人気を集めたマデロが大統領に就任、事態は一応收拾されたかにみえた。

しかしマデロは政治的手腕を欠いたうえ、農民大衆の真の要求をくみとることができず、根本的な社会改革へのヴィジョンを欠いていた。かれはメキシコの当面する問題は政治的なものであり、ディアスがやめて自由な大統領選挙が行なわれたことをもって革命の目的達成とみた。これに対して自分自身が貧農の出身であるヴィーリャやサパタは、土地改革を求める農民の指導者として「ティエラ・イ・リベルタ」(Tierra y Libertad: 土地と自由) のスローガンを掲げて行動を起こした。1913年首都では軍指導者ウエルタ (Victoriano Huerta) の反革命が成功して、マデロは捕えられ殺されるにいたった。これは革命派の結束を強め、コアウィラ州出身のカランサ (Venustiano Carranza) は正統な政府の復活を要求してたち、オブレゴン (A. Obregon) 等の協力を得てウエルタを国外に追放し、臨時政府を樹立した。急速な徹底した土地改革を主張するサパタ、ヴィーリャと漸進派のカ

ランサ、オブレゴンが対立するが、結局後者が勝利をおさめて1914年カランサが大統領に就いた。

カランサは民衆の支持を得るために急進派の主張を採り入れて1915年に土地改革令を発し、1917年に革新的な内容の憲法が制定された。1920年にオブレゴンがカランサに対して反乱を起こし政権を奪った時期をもって、メキシコ革命の軍事的な面は終了したものと一般にみなされる。その後は、1917年憲法の趣旨にそった社会革命が展開するのである。

### 3. 土地改革の法的基礎

土地改革の法的基礎は1915年の土地改革令および実質的にはその内容を受け継いだ1917年の憲法第27条にある。おもな内容は以下である<sup>(註31)</sup>。

(1) 私有財産とその制限に関して、(イ)土地と水に関する根源的な所有権は国家に存する。それは国家から私的所有者に譲渡されうる。(ロ)国家が水利、鉱物資源、底土の直接の所有者である。それらは譲渡されず時効で消滅しない。私的個人がそれを利用できるのは特定の条件のもとにおいてのみである。(ハ)上土を個人所有に移行するに際して国家は公共の福祉のためにこれを制限する権利を有する。

(2) 土地所有の主体に関して、(イ)メキシコ国民であることが前提条件とされる。(ロ)教会は土地を所有できない。(ハ)株式会社は土地を所有できない<sup>(註32)</sup>。(ニ)共同体の土地所有は合法化される。

(3) 土地問題の具体的解決策として、(イ)土地の村への返還 (restitución), (ロ)村への土地の授与 (dotación), (ハ)ディアス体制下で公共の福祉に反して譲渡された国の土地と水利の回復, (ニ)私的土地所有の大きさを法律で制限することにより、大土地所有を解体する。

憲法第27条には一つの前提となる考え方があ

る。それは、すべての土地は歴史的に国に属していたものであり、国が根源的な所有権を有し、したがって政府は私的所有を解体して本来の状態を回復すべきであるという考えである。それが具体的には大土地所有の解体、外国資本、教会による土地所有の禁止、私有財産は社会の福祉に従属し、制限を受けること等に現われている。

しかしながら、第27条は少なくとも三つの異なる立場の妥協の産物である<sup>(註33)</sup>。サパタによって代表される主張は、インディオの村落にかれらから奪われた土地を返還すべきであるというものである。そして征服以前のカルプリに起源をもち、それにスペインの村落形態の導入によって変形を加えた土地所有共同体「エヒーロ」の形成をもってメキシコ土地制度のあるべき姿とした。しかし、この主張は非インディオのメキシコ人特に北部の者にとってはあまり縁がなく、かれらの「ティエラ・イ・リベルタ」の叫びは別の意味をもっていた。すなわち、かれらの目ざしたものは各家族が世襲の小土地を持って独立自営農民となることである。第3の考え方は、国家全体の立場を考えた都市の指導者たちのもので、かれらはメキシコの土地所有形態として混合型を考えだした。それによると、アシエンダは国民経済に必要な食料と輸出作物を作るものとして残される。従来のアシエンダ制度のもとで政治的経済的圧迫下におかれていたペオンを救済するために、かれらには自給して暮らせるだけの小土地を与える。そしてペオンは1年のうち一定期間はアシエンダのもとで、その規律に従って働くが、その他の時期には小農として自分のために働く。その後の土地改革の進行はこれらの異なる視点の間で揺れ動くこととなった。

#### 4. 土地改革の過程

土地改革の過程で最初にとられた方法は、レストイトゥシオン(*restitución*: 返還)で、不法に奪い取られた土地をもとの村へ返還するという趣旨のものであった。それには村が以前土地を所有していたことと、それが非合法的にはく奪されたことを証明することが必要であった。しかし証拠となる文書が欠けていたり、あるいは農民の無知・文盲のためにこの証明はきわめて困難であり、この方法によって村に返還された土地は、ごくわずかである。つぎに、この困難をなくすためにとられた方策がドタシオン(*dotación*: 贈与)で、これによると20人以上の有資格者を有する村は土地が必要であることを申請してそれが認められれば土地を与えられた。第3の方法としてアンブリフィカシオン(*amplificación*: 拡張)があり、その名の示すように村の現在の所有地が不十分である場合それを拡張するものである<sup>(註34)</sup>。

分割の対象となった土地は当該の村より半径7キロ以内にある公有地あるいは私有地で、灌漑された土地あるいは非乾燥地については100ヘクタールを越えるもの、季節的に耕作される土地については200ヘクタールを越えるものである。建造物や資本設備(ダム、運河、貯水池、井戸、排水路)は接收の対象とならない。村に与えられる土地は、耕作地に関しては有資格者1人につき最小限灌漑した土地4ヘクタールあるいは季節的に耕作される土地8ヘクタールの割合で<sup>(註35)</sup>、そのほかに、牧草地、薪炭地、家屋および学校の敷地等であった。かくして形成された土地所有村がエヒーロであり、エヒーロの経営に参加する有資格者がエヒダタリオである。エヒーロの土地に関しては、つぎのような規制があった。牧草地と薪炭地はエヒーロ全体に属する。エヒーロの土地を灌漑するための水を使用する権利はエヒーロに属する。耕作

地が集団で耕作されるか個々に耕作されるかは各エヒードで定められる。各エヒダタリオが自分の分割地を耕作する権利、あるいは集団耕作に従事する権利は他人に譲渡されることはなく、親から子へ受け継がれる。土地は賃貸借の対象とはならず、抵当にも入れられない。

実際に行なわれた土地再分配の過程をみる場合1915年から34年までのカルデナス以前、1934～40年のカルデナス大統領の時代と、40年以後の三つの時期に分けるのが便利である。

(1) 1915～34年、土地改革令は1915年1月に発せられたが、実際に土地分配が始められたのは16年からである。16～20年のカランサの時代には分配された土地はわずかで、総面積18万ヘクタールが190カ村、4万8000のエヒダタリオに与えられたにすぎない。つぎのオブレゴン大統領の時代には土地分配率は漸増し、21～24年の4年間に624カ村、13万9000のエヒダタリオが120万ヘクタールの土地を得た。1922年の農地規制法はエヒードの形成に具体的な方策と組織を与えたものとして注目される。つぎのカリエス (Plutarco Elías Calles) 大統領は自作農の形成をもってメキシコの土地改革の究極の目標と考え、エヒードはそこに至るまでの中間の段階であり、未熟なエヒダタリオが自作農に成長するまでの訓練を受けるところであるとみなした。1924～28年の間に分配された土地は320万ヘクタールで1576カ村、30万以上のエヒダタリオが土地を得た。ポルテス・ヒル (Emilio Portes Gil) は熱心な土地改革の唱道者であって、かれが大統領の地位にあった1929年に分配された土地はそれまでの年の最高を示した。この年1年で692カ村、10万のエヒダタリオが100万ヘクタール以上の土地を得た。30～32年のルビオ (Ortiz Rubio), 32～34年のロドリゲス (Aberaldo Rodríguez)

の時代にはふたたび下降線をたどり、30年、31年、32年に土地を得た村と分配された土地面積はそれぞれ、462カ村、74万ヘクタール、373カ村、61万ヘクタール、208カ村、38万ヘクタールとなっている<sup>(註36)</sup>。

(2) 1934～40年。1934年12月カルデナス (Lázaro Cárdenas) の登場は土地改革を急速に推進させることとなった。35年から40年までの6年間に1680万ヘクタールの土地が分配された。これはカルデナス以前に分配された土地の総面積710万ヘクタールの2倍以上である。かれ以前の為政者は、多少ともエヒードをインディオが自作農となる前段階の過渡的なものとみなす傾向があり、かつ生計のための農業を対象としてのみ考えた。一方商品作物生産のための大規模なアシエンダを接収することをためらった。これに対してカルデナスは、エヒードこそ国の経済の中核をなすべきであるとの考え方をとり、最も高度に発達した商品経済の農業地域<sup>(註37)</sup>をも接収し、再分配を進めた。かれ以前にはエヒードで共同耕作が行なわれることはまれであったが、カルデナスの時代になって、これらの農業地域で共同耕作による集団エヒード<sup>(註38)</sup>が多く採用された。カルデナスの考えに従えば、エヒードは国家の食料を自給するとともに大規模な集団エヒードは輸出作物を生産する。同時にエヒードにおいて農民は民主主義の訓練を受け、社会正義は促進される。しかし、あまりに理想主義的なカルデナスの政策は実際の運用面で多くの困難を伴い<sup>(註39)</sup>、最初に目ざしたような経済的効果をもたらさなかった。土地再分配は1937年に最高に達し、38～39年にかけて激減しているが、それは急激な改革による社会的経済的混乱が主たる原因である。しかしカルデナスの土地改革は政治的および精神的な面で意義が大きい<sup>(註40)</sup>。

(3) 1940年以後。1940年に至って農業生産は部門内での自給さえできない状態で、カルデナスの後を継いだカマチョ (Manuel Avila Camacho) は土地問題に関する政策変更を迫られた。以後、革命は「制度上の革命」(Revolución Institucional) の階段にはいり、土地問題に関しては五つの基本方針にそった改革が行なわれた<sup>(註41)</sup>。それらは、(イ)土地の農民への分配はより合理的な基準に基づいて行なわれる。(ロ)新しい資源を開発するために灌漑その他の水利施設の建設に力を入れる。(ハ)未開発地で農耕に適する土地への入植。具体的にはメキシコ湾岸の熱帯低地への進出<sup>(註42)</sup>。(ニ)農業の近代化。農村に対する教育、輸送手段、資金の貸付、技術援助等の普及・促進。(ホ)農業部門の再編成と生産上昇のため、中小規模の自作農にもエヒード農民に対すると同様の援助を与える。以上の基本政策は40年以後大きな変更はなく今日に至っている。

カルデナス以後土地分配の速度は緩漫となったが、カマチョは660万ヘクタール、アレマン (Miguel Alemán) は540万ヘクタール、コルティネス (Ruiz Cortines) は350万ヘクタールの土地をそれぞれ分配している。この3代18年間に再分配された土地は、1916~58年の間に再分配された土地の総面積の3分の1を越える。つぎのロペス・マテオス (A. López Mateos) 大統領も「制度上の革命」の線にそって土地改革を推進してきた。しかし「制度上の革命」のもとでは大土地所有、とくに外国資本による大土地所有に対する接収は緩漫となった。

1949年アレマン大統領のときに土地改革に関する法律が改正され、土地の細分化を防ぐ試みがなされた。同時にそれは私的土地所有をある程度保護するものであった。それによると、エヒードは最小限10ヘクタールの灌漑した土地または20ヘクタールの季節的に耕作される土地を得る。私的土

地所有に対しては灌漑した土地100ヘクタールまで、季節的に耕作される土地あるいは牧草地については200ヘクタールまでを接収の対象とならないものと認めた。特に重要な輸出作物を生産する大土地所有に対しては、さらに特別の考慮が払われた<sup>(註43)</sup>。「制度上の革命」のもとでの土地政策は、マイナスの経済効果をもつ土地細分化を避け

第1表 エヒード創設の状況 (1916~54年)

年	エヒード数	土地を得たエヒータリオの数	エヒード所有に帰した土地面積 (ha)
1916	2	182	1,246
1917	57	12,016	64,208
1918	69	19,715	66,564
1919	85	19,478	57,117
1920	121	25,812	192,791
1921	179	36,552	552,130
1922	84	18,086	177,848
1923	203	48,500	465,329
1924	293	58,650	520,274
1925	442	86,174	880,624
1926	357	68,246	853,369
1927	471	82,575	835,090
1928	397	64,592	604,066
1929	865	126,317	1,850,532
1930	499	60,367	582,691
1931	365	40,262	660,268
1932	177	16,462	249,349
1933	362	42,885	538,167
1934	1,223	115,254	1,509,029
1935	1,300	110,286	1,923,457
1936	2,542	194,427	3,985,700
1937	2,802	199,292	5,808,979
1938	2,049	118,336	3,472,226
1939	1,484	94,779	2,203,685
1940	1,170	54,520	2,680,657
1941	721	25,674	1,315,122
1942	542	23,148	1,312,501
1943	527	20,295	794,031
1944	433	18,186	760,689
1945	358	11,868	589,865
1946	187	11,541	514,428
1947	335	16,163	657,658
1948	371	14,586	664,822
1949	315	15,066	655,228
1950	284	13,824	691,134
1951	555	11,391	148,986
1952	166	3,614	311,457
1953	194	8,679	344,791
1954	217	9,892	419,232
計	22,503	1,917,692	39,915,340

(出所) Departamento Argario, *Memorias, 1945~46*. Departamento Agrario, Sección de Estadística, 1955.

第2表 農家戸数、耕地面積、1戸当たり平均耕地面積  
エヒードと私的土地所有の比較 (1950年)

	エヒード		私的土地所有		全 国	
	数	比率 (%)	数	比率 (%)	数	比率 (%)
農家戸数 (1000戸)	1,378.3	50.0	1,365.6	50.0	2,743.9	100.0
耕地面積 (1000ha)	8,790.9	44.1	11,137.4	55.9	19,928.3	100.0
1戸当たり 平均耕地 面積 (ha)	6.38		8.16		7.2	

(出所) Yáñez Pérez, "Mecanización".

て、新しい資源を開発し未利用地を開拓する政策であるといえる。1916年から54年の各年に創設されたエヒードの数、土地を得たエヒダタリオの数およびエヒード所有に帰した土地面積は第1表のとおりである。

最後に、1950年のセンサスによる土地所有状況および問題点を概観しておこう。総農家戸数は約274万戸で総面積2000万ヘクタール近くの土地を耕作する。これによると1戸当たりの平均耕地面積は7.2ヘクタールであるが、エヒードだけをとりとると6.4ヘクタール、私的小土地所有は1.3ヘクタール、5ヘクタール以上の私的土地所有について

38.3ヘクタールと大きな差があり、かつ地域的にも異なる(第2表)。私的土地所有については10ヘクタール未満のものがそれ以上のものより数の上では圧倒的に多いが、所有面積では後者がはるかに前者をしのいでいる(第3表)。1950年においても800ヘクタール以上の土地を所有する708の大土地所有者が私有地の32%を所有している(第4表)。また、私有地の約半分は数の上で10%を占める中・大規模の私的土地所有者に、残りが100万以上の小土地所有者の手にある。つぎに私的土地所有について規模別に収入を比較すると、10ヘクタール未満のもの収入はきわめて少なく、これと対照的に708の巨大土地所有は年平均100万ペソ以上の収入があり、その総収入は私的土地所有者全体の総収入の35%を占める(第5表)。農業技術の近代化と生産性の向上は、これらの私的大土地所有と少数の集団エヒードにおいてのみ可能である。メキシコ農業の当面の問題は、土地を持たない非エヒダタリオおよび10ヘクタール以下の小土地所有者の生活水準をいかに引き上げるかにある。

第3表 規模別土地所有、エヒードと私的土地所有 (1950年)

	エヒード		私的土地所有	
	エヒダタリオ (1000人)	比率 (%)	所有者数 (1000人)	比率 (%)
土地をまったく所有しない者 1 ha 以下 1 ~ 4 ha	11.07 101.85 467.87	0.80 7.39 33.95		
以上 ミニフンディア		580.79	42.14	
4 ~ 10 ha 5 ~ 10 ha	580.89	42.14	1,020.75 88.02	82.54 7.12
以上 小土地所有		1,161.68	84.28	1,108.77 89.66
10 ha. 以上	216.64	15.72	127.95	10.34
計	1,378.32	100.00	1,236.72	100.00

(出所) 第2表に同じ。

第4表 規模別私的土地所有 (1950年)

所有地の大きさ (ha)	所有者 (1000人)		所有面積 (1000ha)	
	数	比率 (%)	数	比率 (%)
0 ~ 5	1,020.7	82.54	1,504.4	13.51
5 ~ 10	88.0	7.12	686.3	6.16
以上小土地所有	1,108.7	89.66	2,190.7	19.67
10 ~ 25	72.1	5.83	1,208.5	10.85
25 ~ 50	30.5	2.47	1,131.6	10.16
50 ~ 100	15.9	1.28	1,192.6	10.71
以上中土地所有	118.5	9.58	3,532.7	31.72
100 ~ 200	6.0	0.48	864.0	7.76
200 ~ 400	1.9	0.15	527.2	4.73
400 ~ 800	0.8	0.07	474.0	4.26
以上大土地所有	8.7	0.70	1,865.2	16.75
800 ~	0.7	0.06	3,548.8	31.86
巨大土地所有	0.7	0.06	3,548.8	31.86
計	1,236.6	100.00	11,137.4	100.00

(出所) 第2表に同じ。

第5表 私的土地所有者の収入 (規模別) (1950年)

所有地の大きさ (ha)	所有者数(1000人)	比率 (%)	平均年収入 (ペソ)		比率 (%)
			個人収入	グループ別総収入 (100万ペソ)	
まったく土地を持たぬ者	71.5	19.82			
0.1 ~ 5.0	73.3	20.32	626	45.9	1.85
5.1 ~ 10.0	88.0	24.40	1,884	165.8	6.68
以上小土地所有	232.8	64.54		211.7	8.53
10.1 ~ 25.0	72.1	20.00	4,406	317.8	12.81
25.1 ~ 50.0	30.5	8.46	9,438	288.0	11.61
50.1 ~ 100.0	15.9	4.42	18,881	300.8	12.12
以上中土地所有	118.5	32.88		906.6	36.54
100.1 ~ 200.0	6.0	1.65	37,756	225.4	9.08
200.1 ~ 400.0	1.9	0.51	75,512	140.2	5.65
400.1 ~ 800.0	0.8	0.23	151,025	126.6	5.10
以上大土地所有	8.7	2.39		492.2	19.83
800 ~	0.7	0.19	1,229,983	870.8	35.10
巨大土地所有	0.7	0.19	1,229,983	870.8	35.10
計	360.7	100.00		2,481.3	100.00

(出所) 第2表に同じ。

第6表 平均年収入 エヒードと私的土地所有の比較 (1950年)

	年収入(ペソ)	人数(1000人)
エヒード	1,004.79	1,222.9
私的土地所有		1,236.7
5ha 未満	352.04	1,020.7
5ha 以上	6,877.24	128.0
全国平均	1,537.91	

(出所) 第2表に同じ。

(注28) ディアスは1876年から1911年までの35年間のうち1880~84年(この4年間も政治の実権はディアスが握っていた)を除く時期に大統領の地位にあった。かれは形式的には選挙によって選ばれた大統領であったが、実質的には独裁者に等しかった。各州の知事および郡の長官に腹心の者をおいて統治し、地方の独立性は失われた。

(注29) 鉄道は1876年の691キロメートルから1911年の2万4717キロメートルへ40倍の増加を示し、1875

年から1910年にかけて銀の生産高は4.7倍、金は2.5倍に達した。外国貿易は総額において1873年から1911年の間に9.6倍に達している (F. Tannenbaum, *The Mexican Agrarian Revolution*, New York, 1929, p. 140)。

(注30) A表, B表参照。B表で△印のついている中央高地の諸州(人口の54%を含む)では賃金の停滞が顕著である。

A 主たる食料農産物の価格 (1891年および1908年, メキシコ)  
(単位: ペソ\*)

商 品	1891年	1908年	上昇率 (%)
米 (100kg)	12.37	13.32	3.5
砂糖 (100kg)	17.43	23.00	32.0
小麦粉 (10kg)	10.87	21.89	101.4
トウモロコシ (100ℓ)	2.50	4.89	95.6
小麦 (100kg)	5.09	10.17	99.8
豆 (100kg)	6.61	10.84	64.0
トウガラシ (100kg)	27.13	57.94	113.6

(注) \* 1ペソ=0.5ドル

(出所) F. Tannenbaum, *The Mexican Agrarian Revolution*, compiled from *Estadística Nacional*, 1925.

B 農業労働者の州別平均賃金(日当) (1891年および1908年)  
(単位: センターヴォ\*)

州	1891年	1908年
△Aguascalientes	18	18
Baja California	50	72
Campeche	37	...
Coahuila	53	...
Colima	31	...
Chiapas	50	30
Chihuahua	22	52
△Distrito Federal	31	...
Durango	50	...
△Guanajuato	25	31
Guerrero	35	...
△Hidalgo	25	27
△Jalisco	34	27
△México	25	32
△Michoacán	46	31
Morelos	50	...
Nayarit	38	...
Nuevo León	19	...
△Oaxaca	34	23
△Puebla	34	31
△Querétaro	28	31
San Luis Potosí	22	...
Sinaloa	75	...
Sonora	65	86
Tabasco	44	...
Tamaulipas	38	...
Veracruz	44	43
Yucatán	31	...
Zacatecas	34	40

(注) \* 1センターヴォ=0.5セント

(出所) A表に同じ。

(注31) N. L. Whetten, *op. cit.*, pp. 116~123.

(注32) ここでいう土地とは農地についてであり、工場用地は別である。

(注33) H. F. Cline, *Mexico—Revolution to Evolution 1940~1960*, Oxford Univ. Press, 1962, pp. 209~211.

(注34) 1916年から44年の間に分配された土地のうちで *restitución* によるものは7%, *dotación* による

ものは79%, *amplificación* によるものは15%である (N. L. Whetten, *op. cit.*, pp. 129~130)。

(注35) 1943年の農地法改訂で、それらはそれぞれ、6ヘクタール、12ヘクタールとなった。

(注36) Eyer N. Simpson, *The Ejido—Mexico's Way Out*, Univ. of North Carolina Press, 1937, pp. 75~127.

(注37) たとえば代表的な綿作地帯である Durango 州, Coahuila 州の Laguna 地区; Sinaloa 州の Los Mochis, Tamaulipas 州の El Mante 等の砂糖キビ生産地; Sonora 州 Yaqui 峡谷の小麦, 米の生産地; Chiapas 州南部 Soconusco のコーヒー農園; Baja California Norte の Mexicali 峡谷の小麦生産地; Yucatán のヘネケン, Michoacan 州 Lombardía, Nueva Italia の米, 家畜, ライム農園等である。

(注38) IVの3参照。

(注39) 新しく開発された地域の特質に対する十分な考慮が欠けていたこと。土地の境界, 灌漑・排水路の配置, 作物の選択等について論争が絶えなかったこと。多くの者が条件のいい土地に集中し, 1人当たり耕地面積がわい小化する, いわゆるミニフンディオ (*minifundio*: 零細土地所有) 化の傾向が一部では出てくること等。

(注40) カルデナスの行なった急進的な改革は, 対「外国資本」政策にもよく現われている。特に1938年に行なわれた石油の国有化は政治的にも経済的にも重要な意義をもつ。

(注41) Howard F. Cline, *op. cit.*, pp. 213~216.

(注42) カマチョ大統領はかれの政策の一つに「海への進軍」(*La Marcha hacia el Mar*) を掲げている (J. S. Herzog, *El Agrarismo Mexicano y la Reforma Agraria—exposición y crítica*, México, Fondo de Cultura Economica, 1959, pp. 462~463)。

(注43) たとえば綿花については150ヘクタール, パナナ, ココナッツ, ブドウ, コーヒー, 砂糖キビ等については300ヘクタールまで接収の対象としない。家畜の飼育についても同様の考慮が払われた。これらに関して外国人もメキシコ人と同様に扱われた。

#### IV エ ヒ ー ド

土地改革令に基づいて20人以上の有資格者(通常は戸主)を有する村落あるいは農村の共同体(注44)

に土地が与えられた。これによって土地を得た団体がエヒードである。一つのエヒードの人口は100以下のものから数千に及ぶものまでである。小さな村や新しく入植した村(エヒードの形成と同時にできた村)では、エヒードは村落とほぼ同じ地理的区画を占めるが、大きな村や町には二つ以上のエヒードがある(註45)。その村に住んでいても非農業者およびすでに私的土地所有者である者は土地を得る資格をもたず、したがってエヒードの成員(エヒダタリオ)とならない。1940年に至ってエヒードに住む人口はメキシコ総人口の4分の1に達した。

### 1. エヒードの組織

エヒードはそれ自身一つの自治単位であり、きわめて民主的なルールに従って運営される。エヒード自治の最高機関は、エヒダタリオの総会であり、そこで各成員は1票の投票権をもつ。そこで多数決によって3人の執行委員を選出し、執行委員会は総会に対して責任をもつ。執行委員会の活動に対する安全弁として保安委員会がある。そのほかに、エヒードは連邦政府の出先機関による監督と指導を受ける。出先機関とは農業省(Ministerio de Agricultura)のエヒード農業組織局(Dirección de Organización Agraria Ejidal)、農地庁(Departamento Ejidal)、エヒード銀行(Banco Ejidal)の三つの国家機関の地方支部である。

エヒードは農地の耕作の仕方によって、二つのタイプに分けられる。すなわち個人エヒードと集団エヒードである(註46)。法律はエヒードが集団で耕作されるべき場合として、つぎの二つをあげている。(1)耕作のため全エヒダタリオの共同労働を必要とするような経済単位を構成する土地は集団で耕作されるべきである。(2)その作物が産業用に供され、かつエヒードが一つの産業のための同一種類の作物を生産するような農業地域にある場合

には、そのエヒードは共同で耕作されるべきである。以上二つの場合以外は、エヒードの耕作をいずれの型に従って行なうかは各エヒードの自主性に任せられた。しかしその場合もエヒード銀行の勧告にかなりの影響を受けた。そのほかにエヒードの耕作地の一部を共同で、他を個人で耕作する混合型のエヒードもある。

### 2. 個人エヒード

第7表は1944年においてエヒード銀行と提携している5650のエヒードについて、個人エヒード、集団エヒードおよび混合型の地域別比率を示している。それによると、メキシコ全土でエヒード銀行と提携しているエヒードのうち86.5%が個人エヒード、12.3%が集団エヒード、1.2%が混合型である。集団エヒードは北部とメキシコ湾岸が主で、中央高地においてはわずか3.6%にすぎない。集団エヒードはほとんどすべてエヒード銀行と提携しているとすれば、全エヒード数1万4683の95%が個人エヒードといえる(註47)。

個人エヒードで各家族に割り当てられる耕作地は平均4.4ヘクタールという狭さである。その上に土地の肥沃度は低く、乾燥地であったり山岳地であったりして生産性はきわめて低いのが実情である。エヒード銀行の融資を得るためには年間の実行プランを作ることが必要であるが、エヒダタリオの文化的低さのために多くの困難があり、プランが是認された後の資金の運用に際しても同様である。生産に関しては近代的な機械を使うには耕地が狭すぎ、販売に関しては生産物の統一を欠いているため有効な商品化ができない。このような条件が重なって個人エヒードにおいてはエヒダタリオは自給自足経済の段階にとどまっているといえる。

### 3. 集団エヒード



第7表 エヒード銀行と提携しているエヒード、耕作タイプの地域別比較 (1944年)

地 域	全エヒード数	エヒード耕作の型					
		個人エヒード		集団エヒード		混合型エヒード	
		数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)
北部太平洋岸	477	354	74.2	106	22.2	17	3.6
北 部	1,744	1,411	80.9	329	18.9	4	0.2
中 央	2,045	1,965	96.1	74	3.6	6	0.3
メキシコ湾岸	907	714	78.7	159	17.5	34	3.8
南部太平洋岸	477	442	92.7	28	5.9	7	1.4
全メキシコ	5,650	4,886	86.5	696	12.3	68	1.2

(出所) Banco Nacional de Crédito Ejidal.

個人エヒードに類似した共同体は征服前からすでに存在していたが、集団エヒードは革命後の土地改革によって新しく出現したものである。その特徴を要約すると、(1)土地は耕地を含めてエヒードの成員によって共同で所有され共同で耕作される。(2)資金はエヒード銀行の貸付金であるか否とにかかわらず、エヒードのコントロールのもとにおかれ、個々の成員によって消費されない。(3)成員はエヒードの執行委員会の指導のもとで個々人の能力に従って労働に従事する。(4)生産物はエヒードに属し、エヒードを通して市場へ出される。利益は現金収入として成員に分配されるか、あるいは社会福祉施設等の形で共同体に還元される。(5)エヒード共同体の主たる目的は生産であるが、成員に対する社会福祉の役割も果たす。

集団エヒードは個人エヒードと比較して資金の調達、運用の面で有利であり、近代的な農機具を導入し、有効な監督のもとに生産ができる。生産物の統一、特化が可能であり、生産物は一括して市場に出され有利な価格で売られる。分業が行なわれ労働力の利用が十分である。共同体として未亡人、身体障害者等に対する保護を行ない、種々の社会施設を備える等の利点があげられる。総じて集団エヒードはアシエンダの経済的統一性を保ち続けており、以上の利点は経済単位の比較的な

大きさによるところが多いといえる。しかし集団エヒードにも欠陥がある。適切な訓練を受けた地方の指導者の欠如、農民の側での規律の欠如などがあるが、なによりも自分の土地を持って自分の意志に従って耕作したいというエヒダタリオの欲望を押えることはむずかしい。この最後の点は、集団エヒードの存立そのものにかかわる問題である。

(注44) 土地を得る単位は必ずしも1村落とは限らず、農村のなんらかの団体、組織であればよい。ここでは便宜上「共同体」と呼んでおいた。

(注45) 1村落内部においてエヒードの土地と私有地とが共存する場合がある。私的所有者は、規定に従って土地を接収される場合、かれのもとに残る土地を選択できた。そのために一つの村におけるエヒードの土地が旧アシエンダの残存地によって寸断されるという例がでてくる。

(注46) これらの区別は耕地についてのみであり、牧草地、薪炭地、その他非耕作地はすべて共用で、各エヒダタリオに分割されない。

(注47) Nathan L. Whetten, *op. cit.*, pp. 202~207.

(調査研究部ラテン・アメリカ調査室)